

人権教育だより

考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心

市川市立第三中学校
令和4年12月2日発行
(第8号)

第74回人権週間 12月4日(日)～10日(土)



第74回 人権週間
12月4日～10日 | 12月10日は人権デーです。

「誰か」のことじゃない。

法務局では、人権侵害による被害を受けた方を救済するための活動を行っています。

みんなの人権110番
0120-007-110
0570-070-810
0570-090-911

インターネット
人権相談受付窓口 <https://www.jinken.go.jp/> (パソコン・スマートフォン)
法務省人権推進局・全国人権擁護促進委員会

12月4日から10日までは、「第74回人権週間」です。
昭和23年(1948年)12月10日、国際連合第3回総会において、全ての人民と全ての国が達成すべき共通の基準として、「世界人権宣言」が採択されました。世界人権宣言は、基本的人権尊重の原則を定めたものであり、初めて人権保障の目標ないし基準を国際的にうたった画期的なものです。採択日である12月10日は、「人権デー(Human Rights Day)」と定められています。
法務省の人権擁護機関では、毎年、各関係機関及び団体とも協力して、全国的に人権啓発活動を特に強化して行っています。
いじめや児童虐待、インターネット上の人権侵害、感染症や障害等を理由とする偏見や差別、

ハンセン病問題など、様々な人権問題が依然として存在しています。
世界では、人種や宗教、性別、出生、貧困、戦争や侵略などが原因で、差別や不平等に悩む人はまだまだ多く存在するようです。
これらの問題の解決には、私たち一人一人が様々な人権問題を、「誰か」の問題ではなく、自分の問題として捉え、互いの人権を尊重し合うことの大切さについて、認識を深めることが不可欠です。
本年も、12月4日から12月10日までの1週間、全国各地で250を超える様々なイベントが実施される予定です。
この人権週間をきっかけに、人権について考えてみませんか。

12月10日から同月16日まで 北朝鮮人権侵害問題啓発週間

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、平成18年6月に、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体の責務等が定められるとともに、毎年12月10日から同月16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされています。

拉致問題は、我が国の喫緊の国民的課題であり、この解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、私たち国民がこの問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

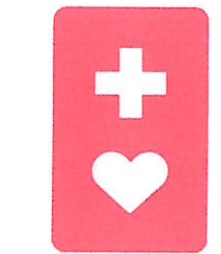
住みやすい社会の実現に向けて ～障害・外国人などを理由とする偏見や差別をなくしましょう

私たちはそれぞれ異なる個性を持ち、一人ひとり違った生き方をしています。この世に生まれ、かけがえのない一人の人間として、人間らしく生き、幸せに暮らしたいという願いはみんな同じです。そして、「人権」は、お互いに相手の立場を認め合い、権利や自由を尊重し合うことによって成り立っています。

しかし、みなさんは、ふとしたことから、誰かの存在を忘れたり、無視したりしたことはありませんか？無意識のうちに誰かを受け入れることに抵抗を示していませんか？こうしたことが人権を侵害することにつながるのです。

障がい者と人権

障害は、生まれたときから障害がある人、事故や病気で障害が生じた人、加齢に伴い障害が生じた人など、障害が発生する時期は様々で、だれもが、いつも、いつまでも健康でいられるとは限りません。また、他の人からすぐ分かる障害もあれば、一見ただけでは分からない障害もあります。大切なことは障害の有無に関係なく、お互いに相手の立場になって考え、共に生きるために支え合うことです。



助け合いのしるし
ヘルプマーク